

医療訴訟ガイダンスの開催について

主催

各高等裁判所の所在地にある地方裁判所

期日

平成14年1月から3月までの間の2日間

場所

主催の各地方裁判所又はガイダンスの開催に適切な病院等

実施事項

民事事件の鑑定経験を有していない医師，医学者等の専門家に対する鑑定手続の説明等

受講者

民事事件の鑑定経験を有していない各高等裁判所管内の医師，医学者等

各主催庁の受講者数の上限は，次のとおり

東京地方裁判所 40人

大阪地方裁判所 30人

名古屋地方裁判所 20人

広島地方裁判所 15人

福岡地方裁判所 15人

仙台地方裁判所 15人

札幌地方裁判所 15人

高松地方裁判所 10人

講師

(1)内部講師

主催の各地方裁判所等の民事事件担当の裁判官及び裁判所書記官各1人。ただし，カリキュラムに応じ，それぞれ複数の選任も認める。

(2)外部講師

民事事件の鑑定経験が豊富な各高等裁判所管内の医師，医学者等の専門家2人